## 引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途

地方税法第 72 条の 116 の規定により、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する 施策に充てるものとされた引き上げ分の地方消費税交付金は、法令等で定められた制度 にかかる市負担分に充当しています。

## 【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 3,168,712 千円

## 【歳出】 社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

	事業内容	事 業 費	国県支出金 など	一般財源 (市負担分)	うち引き上げ分に係る地方消費税交付金
社会福祉	児童福祉 待機児童の解消・保育所の運営の ために	14,179,449	10,770,447	3,409,002	737,790
	生活保護 生活保護の実施・受給者の自立支 援のために	8,465,342	6,630,875	1,834,467	397,023
	障害者福祉 障害者の自立支援・地域生活支援 のために	7,822,185	5,869,577	1,952,608	422,591
	高齢者福祉 養護を必要とする高齢者のために	291,127	0	291,127	63,007
	母子福祉 母子世帯の自立支援のために	33,796	20,823	12,973	2,808
社会保険	後期高齢者医療負担金・繰出金 後期高齢者医療の給付・低所得者 に対する保険料軽減のために	4,002,896	566,956	3,435,940	743,620
	介護保険事業繰出金 介護保険サービスのために	3,123,116	230,940	2,892,176	625,936
	国民健康保険事業繰出金 出産育児一時金の給付・低所得者 に対する保険料軽減のために	2,021,328	1,244,232	777,096	168,182
保健衛生	疾病予防対策 感染症対策や難病などの助成のため に	105,510	69,676	35,834	7,755
合 計		40,044,749	25,403,526	14,641,223	3,168,712